

ペットフード関係事業者のみなさまへ

安全なペットフードを供給するために

－ ペットフード安全法に基づく取組 －

最終改定：平成31年1月25日

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

目 次

1. はじめに	1
2. 安全確保のための基本的な取組（製造業者・輸入業者・販売業者）	1
2-1. 製造業者	2
1) 製造事業の概要の把握	
2) 安全に関する情報収集、知識・技術の習得	
3) 製品標準書の作成	
4) 製造管理	
5) 品質管理	
6) 帳簿管理	
7) 表示管理	
8) 事故等発生時の対応	
2-2. 輸入業者	3
2-3. 販売業者（卸売）	4
2-4. 販売業者（小売）	5

参考資料

1. ペットフード安全法の遵守すべき主な要件等	6
2. 添加物の使用に関して留意すべき事項	10

別紙

1. 製造業者 製造管理・品質管理方法等チェックリスト（例）
2. 輸入業者 チェックリスト（例）
3. 販売業者 チェックリスト（例）

1. はじめに

平成21年6月1日に愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号、以下「ペットフード安全法」といいます。）が施行されました。

この法律は、愛玩動物用飼料（以下「ペットフード」といいます。）の製造等に関する規制を行うことにより、ペットフードの安全性の確保を図り、もって愛玩動物（以下「ペット」といいます。）の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的としています。

国は、この法律の規定に基づき、ペットフードの製造の方法、表示の基準や成分規格を定め、関係する事業者からの届出により事業内容を把握するとともに、立入検査やペットフードの集取・試験を行うことにより、関係する事業者における規制の遵守状況、流通するペットフードの成分規格の適合状況等を確認しています。これらを通じて、有害なペットフードの流通が明らかになった場合は、ペットの健康被害を確実に防止するため製造等の禁止、廃棄・回収の措置を講じます。

ペットフードの使用に起因するペットの健康被害を防止するためには、まずはペットフードの製造、輸入及び販売に携わるすべての事業者が、①自らがペットフードの安全の確保に第一義的な責任を有していることを認識し、②安全確保に関する知識及び技術を習得して各事業者が相互にこれを共有し、ペットフードやその原材料の安全を確保する、③万が一、有害なペットフードの流通が明らかになった場合は、各事業者が連携して一刻も早く回収等を行うなどの基本的な考え方に立って、事業活動を行うことが極めて重要です。

特に、製造業者においては、ペットフードの安全を確保する責任が重大であり、適切な衛生管理、製造管理及び危機管理を行うことが重要です。

本文書は、以上の趣旨に鑑み、この法律に基づいて安全なペットフードを製造、輸入及び販売するために、事業者がどのような取組及び管理などを行ったらよいかについて、その取り組むべき事項を示したものです。事業者は、本文書を参考にして有害なペットフードの流通を未然に防止するとともに、ペットの健康被害を最小限にとどめることに万全を期すことが求められます。

2. 安全確保のための基本的な取組

事業者は、以下を参考にしてペットフードの安全確保に取り組み、有害なペットフードの流通を未然に防止するとともに、ペットの健康被害を最小限にとどめることに万全を期すことが求められます。

このためには、ペットフードの製造から流通まで、各段階において重要な事項を文書にまとめ（規格書、作業マニュアル等）、必要な情報をいつでも閲覧できるようにするとともに、実行状況を記録し、適切に保存することが重要です。これらの記録は、ペットフードがどのように製造されたかを確認することができ、問題発生時の原因究明にも非常に役立ちます。

なお、以下の取組事項は、業務管理の方法などの考え方を例示したものであるので、各事業場の実情に応じて管理方法の自己点検に活用してください。自己点検の実施に当たっては、別紙「製造管理、品質管理方法等チェックリスト」を参照してください。

2-1. 製造業者

販売用ペットフードの製造に当たっては、別紙1の「製造管理・品質管理方法等チェックリスト（例）」等を活用し、ペットフードの安全確保に努めてください。

1) 製造事業の概要の把握

製造業者は、安全管理の検討に当たっては、以下の内容等の把握に努めてください。

- ・ 製造品目
- ・ 製造数量
- ・ 製造工程
- ・ 構造（製造事業場のレイアウト）
- ・ 設備機器（種類、数、仕様、能力など）
- ・ 組織（製造管理体制、品質管理体制など）

2) 安全に関する情報収集、知識・技術の習得

製造業者は、ペットフードの安全に関する情報を収集・整理し、製造を行う際に必要となる安全に関する知識・技術の習得に努めてください。また、必要に応じて安全管理を担う担当者の育成に努めてください。

3) 製品標準書の作成

安全管理に必要な規格基準を定めて文書化してください。

4) 製造管理

製造業者は、安全管理が必要な工程の管理基準、作業手順を定めるなど、基準・規格等を遵守した工程管理に努めてください。

5) 品質管理

製造業者は、安全管理が必要な工程の管理状況の確認や必要に応じて実施する原料・中間製品・最終製品など性状確認などの品質管理に努めてください。

6) 帳簿管理

製造業者は、原料の受入れから製造、出荷に至る工程における作業指示書、作業記録、伝票、帳票などが相互に関連して、製品から原料にさかのぼることが可能な記録となっていることの確認に努めてください。

また、これらのうち法令で帳簿の記録、備付け、保存が義務づけられている帳簿・書類を特定して、記録の内容、保存期間（2年間）が法令に適合していることを把握してください。

7) 表示管理

製造業者は、法令に定められた表示基準に基づき表示を作成してください。

ペットフード安全法以外の表示に関する規制にも注意

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
病名や効能・効果の標ぼう等、医薬品的な表記は不可
(製品の外国語表記を直訳して、内容を確認せずに表記することは危険)
- ・景品表示法
実際よりも著しく優良に見せる優良誤認表示等は不可
- ・ペットフード公正競争規約 等

8) 事故等発生時の対応

製造業者は、ペットフードの使用に起因する事故又はペットフード若しくはその原材料に有害物質が混入するなどの事故等が発生した際に、ペットの健康被害を最小限とする対応に努めてください。

農水省等への通報、回収の方法の手順等を定めておきましょう

- ・初動の遅れは被害の拡大を招きます
- ・飼い主への注意喚起は迅速に、広く、的確に
- ・回収された製品は他の製品と明確に区分して保管、廃棄等必要な措置を

2-2. 輸入業者

販売用ペットフードの輸入に当たっては、別紙2の「販売用輸入ペットフード チェックリストの例」等を活用し、ペットフードの安全確保に努めてください。

1) 輸入事業の概要の把握

輸入業者は、安全管理の検討に当たっては、以下の内容等の把握に努めてください。

- ・輸入品目
- ・輸入数量
- ・輸入元の事業者
- ・製品の保管施設
- ・組織（輸入管理体制、安全管理体制など）

2) 安全に関する情報収集、知識・技術の習得

輸入業者は、ペットフードの安全に関する情報を収集・整理し、輸入を行う際に必要となる安全に関する知識・技術の習得に努めてください。また、必要に応じて安全管理を担う担当者の育成に努めてください。

3) 輸入元の製造事業場における製造管理・品質管理

輸入業者は、輸入元の製造事業場における製造管理・品質管理状況の把握に

努めてください。

輸入する製品が輸出国の基準で製造、管理されている場合の注意点

- ・我が国の基準値が輸出国の基準値よりも低い（厳しい）値の場合あり
- ・輸出国における検査方法が、FAMIC理事長が定める「愛玩動物用飼料等の検査方法」（以下「公定法」といいます。）と異なる場合、公定法で検査するよりも低い値（判定が甘い）になる可能性あり

4) 帳簿管理

輸入業者は、製品の受入れから出荷に至る工程における伝票、帳票等が相互に関連して、製品の特定等が可能な状態となっていることの把握に努めてください。

また、これらのうち法律で帳簿の記録、備付け、保存が義務づけられている帳簿・書類を特定して、記録の内容、保存期間（2年間）が法令に適合していることを把握してください。

5) 表示管理

輸入業者は、法令に定められた表示基準に基づき表示を作成してください。

ペットフード安全法以外の表示に関する規制にも注意

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
病名や効能・効果の標ぼう等、医薬品的な表記は不可
（製品の外国語表記を直訳して、内容を確認せずに表記することは危険）
- ・景品表示法
実際よりも著しく優良に見せる優良誤認表示等は不可
- ・ペットフード公正競争規約 等

6) 事故等発生時の対応

輸入業者は、ペットフードの使用に起因する事故又はペットフード若しくはその原材料に有害物質が混入するなどの事故等が発生した際に、ペットの健康被害を最小限とする対応に努めてください。

農水省等への通報、回収の方法の手順等を定めておきましょう

- ・初動の遅れは被害の拡大を招きます
- ・飼い主への注意喚起は迅速に、広く、的確に
- ・回収された製品は他の製品と明確に区分して保管、廃棄等必要な措置を

2-3. 販売業者（卸売）

1) 販売事業の概要の把握

販売業者（卸売）は、販売品目及び販売数量等の把握に努めてください。

また、取扱品目に法令に定められた表示があることの把握に努めてください。
なお、他社に製造を委託して自社ブランドを販売する販売業者（卸売）は、法令に定められた表示基準に基づき表示を作成してください。

2) 安全に関する情報収集、知識の習得

販売業者（卸売）は、ペットフードの安全に関する情報を収集・整理し、販売等を行う際に必要となる安全に関する知識の習得に努めてください。

3) 帳簿管理

販売業者（卸売）は、製品の受入から出荷に至る過程の帳票等が相互に関連して、製品の特定が可能な状態となっていることの把握に努めてください。

また、これらのうち法令で帳簿の記録、備付け、保存が義務づけられている帳簿・書類を特定して、記録の内容、保存期間（2年間）が法令に適合していることを把握してください。

4) 事故等発生時の対応方法の確認

販売業者（卸売）は、ペットフードの使用に起因する事故又はペットフードに有害物質が混入するなどの事故等が発生した際に、当該事業者と協力し、ペットの健康被害を最小限とする対応に努めてください。

2-4. 販売業者（小売）

1) 販売事業の概要の把握

販売業者（小売）は、販売品目及び販売数量等の把握に努めてください。

また、取扱品目に法令に定められた表示があることの把握に努めてください。

なお、他社に製造を委託して自社ブランドを販売する販売業者（小売）は、法令に定められた表示基準に基づき表示を作成してください。

2) 安全に関する情報収集、知識の習得

販売業者（小売）は、ペットフードの安全に関する情報を収集・整理し、販売等を行う際に必要となる安全に関する知識の習得に努めてください。

正しいペットフードの与え方の普及啓発も重要

- ・療法食を自己判断で給与して健康被害を起こす事例あり
（獣医師の診断結果及び指示による給与が必要）
- ・適正量の給与 等

3) 事故等発生時の対応方法の確認

販売業者（小売）は、ペットフードの使用に起因する事故又はペットフードに有害物質が混入するなどの事故等が発生した際に、当該事業者と協力し、ペットの健康被害を最小限とする対応に努めてください。

ペットフード安全法令の遵守すべき主な要件等

I 基準及び規格

国は、ペットフードによるペットの健康被害を防止する見地から、審議会の意見を聴きながら、ペットフードの製造方法・表示についての基準及び成分についての規格を定めています。リーフレット「ペットフードの安全確保のために」(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html>)をご参照ください。

II 帳簿の備付け

ペットフードの出荷後に、基準・規格に違反していることが明らかになった場合などには、国は製造・出荷済みのペットフードの廃棄又は回収を命ずることができます。このような場合に備えて、各事業者において、製造・輸入・販売の記録を残しておく必要があります。

帳簿の記載が必要となる場合は、

- ① 製造業者又は輸入業者が販売用ペットフードを製造又は輸入した場合
- ② 製造業者、輸入業者又は販売業者が販売用ペットフードを製造業者、輸入業者又は販売業者に譲り渡した場合

となっています。

②の「譲渡し」とは、製造業者、輸入業者又は販売業者に製品を販売することをいいます。これらの相手方との間に、製品の輸送等を行う運送業者・倉庫業者や、代金の弁済等を行う商社等の中間業者が介在する場合であっても、最終的に譲り渡す相手方に製品を販売することを「譲渡し」とし、中間業者への引渡しや、中間業者間の引渡しは「譲渡し」に含まれません。

また、相手方が製品を受領した時点で、「譲渡し」が完了したこととします。

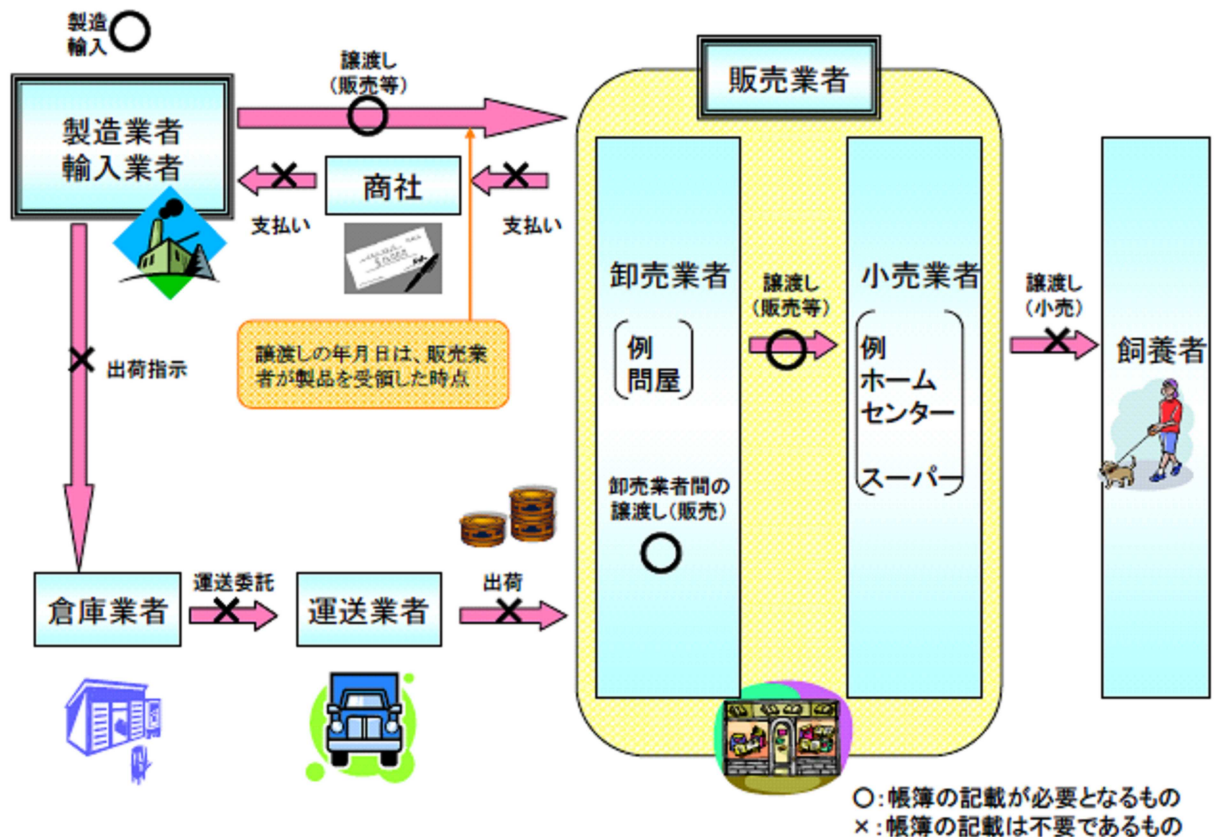
(ただし、製品の回収等が必要となる場合に備えて、これらの中間業者間の物流についても、製造業者、輸入業者又は販売業者の責任の下、製品のトレーサビリティ上、必要なデータの把握ができる体制を整えるよう努めてください。)

なお、「販売業者」とは、販売用ペットフードの販売を業とする者(製造業者・輸入業者を除きます。)をいい、販売用ペットフードを販売している問屋、ホームセンター、スーパー、動物病院等も販売業者に該当します。

販売業者から他の販売業者に販売用ペットフードを譲り渡す場合(問屋間の卸売、ホームセンターから他のスーパーへの販売、動物病院から他の動物病院への販売など)は、帳簿の記載が必要ですが、小売の場合(=消費者に直接譲り渡す場合)には、帳簿の記載は義務化されてはいません。

さらに、ペットフードの原材料の販売や、包装業者に包装のみを委託するために中身を引き渡す場合は、「譲渡し」には該当しません。

帳簿の備付けが必要となる場合について



【記載事項】

1 ペットフードを製造した場合（製造業者のみ）

① 製造したペットフードの名称・数量・製造年月日

ア 「名称」

ペットフードの商品名、例えば「○×ペットフード成犬用小魚入り 1kg袋タイプ」と記載してください。

イ 「数量」

製品のロットごとの数量、例えば「○○kg」、「△△kg詰め×□□袋」と記載してください。

ウ 「製造年月日」

当該製品を製造した日を記載してください。

② 原材料の名称及び数量

①で記載する製品の名称ごとに、製造に用いた原材料の名称及び数量を記載してください。「原材料の名称」は、事故等が発生した場合に、製品に表示どおりの原材料が用いられているかどうかを確認するため、ペットフードに表示する「原材料名」に対応した記載としてください。

既存の原材料の納品伝票などを活用する場合は、製品に表示された「原材料名」を示すことが明らかであれば、略称など通常用いている名称でも構いません。

さらに、その原材料が譲り受けたものであるとき（すなわち、他の業者等から

仕入れたものであるとき)は、名称及び数量に加え、その原材料の仕入れ年月日・仕入先の氏名又は名称を記載してください。

なお、法令上の義務ではありませんが、製品に問題があった場合等に原因究明等を速やかに行うことができるように、原材料の製造業者や原産国名を記載しておくことが望まれます。

2 ペットフードを輸入した場合(輸入業者のみ)

① 輸入したペットフードの名称・数量・輸入年月日・荷姿

「名称」・「数量」の記載方法は、(1)①と同様です。輸入年月日は、輸入許可通知書上の輸入許可日としてください。

② ペットフードの輸入先国名・輸入の相手方の氏名又は名称

「輸入の相手方」は、輸入許可通知書上の輸出者としてください。

③ 輸入したペットフードが製造された国名・製造業者の氏名又は名称・原材料の名称

「製造された国名」・「原材料の名称」は、(1)②と同様に、製品の表示と一致しているかどうかを確認できるようにするため、ペットフードに表示する「原産国名」・「原材料名」に対応した記載としてください。既存の原材料の納品伝票などを活用する場合は、製品に表示された「原産国名」・「原材料名」を示すことが明らかであれば、略称など通常用いられている名称でも構いません。

3 ペットフードを製造業者、輸入業者又は販売業者に譲り渡した場合(すべての業者)

① 譲り渡したペットフードの名称・数量

ア 「名称」

ペットフードの銘柄名、例えば「○×ペットフード成犬用小魚入り1kg袋タイプ」と記載してください。

イ 「数量」

製品の取引ごとの数量、例えば「○○kg」、「△△kg詰め×□□袋」と記載してください。

② 譲渡しの相手方の氏名又は名称・譲渡しの年月日・荷姿

①の「譲り渡したペットフードの名称」ごとに記載してください。譲渡しの年月日は、製造業者、輸入業者又は販売業者が製品を受領した日とします。

③ 無償サンプルの配付等の場合

無償サンプルを販売業者(動物病院等を含む。)に配付した場合であっても、帳簿の記載等は必要となります。ただし、伝票を伴わずに配付し、後ほど営業所において帳簿に記載することが困難な場合には、営業所において当該サンプルが配付される可能性のある箇所のリストを備え付けておくことで譲渡した場合の記載に代えることができるものとします(倉庫から営業所あての伝票を伴う譲渡については、通常どおりの記載等が必要となります)。

【帳簿の記載方法及び保存期間等】

帳簿の記載に当たっては、ノートやコンピュータに記録されることを原則とします。ただし、原料規格書、製品規格書、原材料の納品伝票、製品の販売伝票、製品の受領書、輸入許可通知書、送り状（インボイス）など、業務上の管理書類に記載事項が備えられている場合は、それらの書類を保存することで、帳簿の記載に代えることができます。

帳簿については、記載した帳簿や記録した電子データを、2年間は保存してください。

なお、帳簿は各事業場等において備え付けていただくことが基本になりますが、輸入（営業）倉庫等の帳簿を保管することが困難な事業場等にあつては、当該事業場等を管轄する営業所や本社において備え付けていただいても構いません。ただし、その場合でも、FAMIC等の立入検査の際には、各事業場等において帳簿の記載、備付けの状況がわかるようにしてください。

添加物の使用に関して留意すべき事項

【ポイント】

添加物の使用は必要な場合に限り、かつ、必要最小限の量にしましょう。

1 添加物とは

ペットフード安全法で添加物とは、ペットフードの製造の過程において又はペットフードの加工若しくは保存の目的で、添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいいます。

また、参考までに、Codexや食品衛生法等における定義は以下のとおりです。

食品添加物に関するCodex一般規格では、食品添加物とは、「栄養価の有無に関わらず、通常はそれ自体を食品として消費することはなく食品の典型的な原材料として使用されることのない物質であり、食品の製造、加工、調製、処理、充填、包装、運搬又は保存において、技術的な目的（感覚的な目的を含む。）で食品に直接的又は間接的に意図的に添加した結果、当該物質又はその副産物が食品の一成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質をいう。」と定義されています。

食品衛生法第4条第2項では、添加物とは、「食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用するものをいう。」とされています。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項では、飼料添加物とは、「飼料の品質の低下の防止その他の農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものをいう。」とされています。

参考：ペットフードに使用される添加物

ペットフードに使用される添加物としては、主に食品や飼料に使用されている添加物が使われており、それらの添加物は人間や動物の健康を損なわないことを確認する安全性試験が実施されていたり、過去の使用実績などから安全であるとされているものです。

①食品添加物（食品衛生法）

- ・食品添加物に関する一般情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuten/index.html

- ・ 指定添加物リスト
<https://www.ffcr.or.jp/shokuhin/2018/07/407593771B8750E94925690D0004C83E.html?OpenDocument>
- ・ 添加物使用基準リスト
<https://www.ffcr.or.jp/shokuhin/2018/11/post.html>
- ②飼料添加物（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）
 - ・ 飼料添加物一覧
http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub3_feedadditives.html
- ③米国における飼料添加物等
 - ・ AAFCO（米国飼料検査官協会）のOfficial Publicationの” Additives & GRAS Substances[※]” の項に米国食品医薬品局の連邦法に規定される物質のリストが掲載されている。
 ※GRAS Substances : Generally recognized as safe Substances（一般に安全と認められる物質）
 - ・ 米国食品医薬品局の連邦法第21章第573条（21CFR 573）（食品添加物のうち動物用の飼料及び飲水への添加が承認されている物質）
<http://www.accessdata.fda.gov/scripts/cdrh/cfdocs/cfcfr/CFRSearch.cfm?CFRPart=573>
 - ・ 米国食品医薬品局の連邦法第21章第582条（21CFR 582）（一般に安全と認められる物質：GRAS物質）
<http://www.accessdata.fda.gov/scripts/cdrh/cfdocs/cfcfr/CFRSearch.cfm?CFRPart=582>
- ④EUにおける飼料添加物（EC）No. 1831/2003
https://ec.europa.eu/food/safety/animal-feed/feed-additives/eu-rules_en
 （概要）（ページ内最下段に（EC）No. 1831/2003の直近改訂版のリンクあり）

2 添加物利用の妥当性

食品添加物に関するCodex一般規格を踏まえれば、添加物の使用が妥当とされるのは、当該添加物の使用によりメリットがあり、犬猫に健康上のリスクを示さず、加工や保存等の技術的機能を果たすとともに、次の目的を満たす場合に限られ、かつ、他の手段によって達成できない場合に限られます。

（1）ペットフードの栄養価の保持や付加

例：栄養強化剤（ビタミンやミネラル）、必須アミノ酸類、必須脂肪酸、オメガ3不飽和脂肪酸等

（2）特別な食事上のニーズのある犬猫のために製造されるペットフードに必要な原材料又は成分の付加

例：特別療法食で使用する目的別添加剤（ミネラル等）、猫用毛玉対応フードの食物繊維（セルロースのような物理的作用を有するもの）

- (3) ペットフードの保存性又は安定性の向上、若しくはその感覚的特性の改善
(ただし、消費者を欺くために当該ペットフードの性質、本質又は品質を変えるものでないこと。)

例：ゲル化剤、増粘剤、酸化防止剤、保存料、着色料、香料（フレーバー）、調味料、酸味料、乳化剤、pH調整剤、膨張剤、保湿剤、発色剤等

- (4) ペットフードの製造、加工、調製、処理、包装、運搬又は貯蔵の補助
(ただし、これらのいずれかの過程において、当該添加物が、欠陥のある原料若しくは望ましくない行為又は技術の使用の影響を偽るために使用されるものではないこと。)

例えば、食品製造における加工助剤(例：豆腐製造における消泡剤)が該当します。通常のペットフードでは使用される例はほとんどありません。

3 適正な製造に当たっての注意事項

- (1) ペットフード安全法の基準・規格が設定されていない添加物の使用量は、ペットフード中で目的とする効果を得るために必要とする量で、最小限の量に設定するようにします。
- (2) 使用する添加物はペットフードへの添加に適切な品質であることを確認し、その他の原材料と混合する添加物の場合は、全体が均一になるように調整します。
- (3) 製造毎に所定の必要量を計量して使用し、作業記録（製造記録）に添加状況を記録します。

* 添加物に関する成分規格や製造方法の基準は、リーフレット「ペットフードの安全確保のために」(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html>)をご参照ください。